

介護保険の福祉用具購入に
該当する用具について

美咲町長寿しあわせ課

令和5年12月

1 福祉用具購入費について

介護保険制度における要支援または要介護の認定を受けた方が、引き続き在宅で生活するために、身体状況に合う下記の福祉用具を「特定（介護予防）福祉用具販売事業所」から購入した場合、同年度内（4月～翌年3月）につき購入経費（上限額 10 万円）から自己負担分を除いた9割、8割又は7割の額が支給されます。

1. 福祉用具の種目

種 目	機能または構造など
1 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 一般的に「補高便座」と呼ばれ、立ち座り動作の負担軽減ができるもの。 (3) 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器 一般的に「ポータブルトイレ」と呼ばれ、既存住居のトイレまでの移動が困難な方が主として寝室・居室等で使用する移動可能な便器 (居室において利用可能なものに限る)
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者または介護をおこなう者が容易に交換できるもの ※次のものは対象に含まれません ①専用パットや洗浄液等、排泄のたびに消費するもの ②専用パンツや専用シート等の関連製品にあたるもの
3 入浴補助用具	座位の保持や浴槽への出入り等、入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するもの (1) 入浴用いす 座面の高さが概ね 35cm 以上のもの、またはリクライニング機能を有するもの (洗身やシャワー浴時の姿勢保持および立ち座り動作の負担軽減) (2) 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る (3) 浴槽内いす 浴槽内に置いて、利用することができるものに限る (4) 入浴台 浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にするものに限る (5) 浴室内すのこ 浴室内に置いて、浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る (6) 浴槽内すのこ 浴槽の中において、浴槽の底面の高さを補うものに限る (7) 入浴用介助ベルト 要介護者等の身体に直接巻き付けて、浴槽の出入り等を容易に介助することができるものに限る
4 簡易浴槽	居室等で利用するものであって、空気式または折りたたみ式等、容易に移動することができ、取水または排水のための工事を伴わないものに限る
5 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するものであって、移動用リフトに連結可能なものに限る

2 介護保険の福祉用具購入に係る参考資料

2. 福祉用具購入費の対象について

介護保険の福祉用具は、利用者がその居宅において引き続き自立した日常生活を営むことができるよう助け、必要と認められるものを保険給付の対象としています。

また、対象種目は、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うものや使用によって元の形態・品質が変化してしまうものを保険給付の対象としています。

3. 対象者

(1) 在宅で生活されている方

(2) 要介護（支援）認定で要支援 1,2 又は介護 1～5 の認定を受けている方

要介護（支援）認定の申請中（新規・区分変更）の方は、申請日以降であれば購入できますが、要介護（支援）の認定区分が確定するまで支給申請をすることができません。

また、認定区分が『自立』と判定された場合は、補助対象になりません。

4. 支給要件

(1) 担当のケアマネジャー等が必要性を居宅サービス計画に位置付けていること

(2) 購入する福祉用具が支給対象となる種類（特定福祉用具）であること

（公益財団法人テクノエイド協会の『福祉用具情報システム（TAIS）』で確認できます。）

(3) 特定（介護予防）福祉用具販売事業所として都道府県や政令指定都市等による指定を受けた介護保険サービス事業所（以下、「販売事業所」という。）から購入していること

(4) 介護保険料を滞納（不納欠損含む）していないこと（受領委任払制度を利用する場合）

5. 支給限度基準額

福祉用具購入費の支給の対象となる金額は、同一年度内（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）で 10 万円（支給限度基準額）までです。※消費税込み

支給金額は、各被保険者の負担割合に応じた自己負担額を除いた金額となります。

支給限度基準額を超えた場合、超えた費用については全額自己負担となります。

例 1. 今年度初めて 11 万円の ポータブルトイレを購入した場合（自己負担 2 割の方）

支給対象経費の上限額は 10 万円なので、上限超過額の 1 万円と支給対象購入費の自己負担 2 割分の 2 万円を合わせた 3 万円が自己負担額となり、残りの 8 万円が支給されます。

例 2. 前回 4 万円の ポータブルトイレを既に購入し給付（3 万 2 千円）を受けた後、同一年度内に 8 万円の浴槽台を購入した場合（自己負担 2 割の方）

既に 4 万円の購入経費を申請しているので、残りの 6 万円分が支給対象となる購入経費となります。よって、自己負担額は、6 万円から超過した 2 万円と、購入経費 6 万の自己負担割合分である 1 万 2 千円を足した 3 万 2 千円が自己負担額となり、残りの 4 万 8 千円が支給されます。

6. 同一品目の再購入について

原則として、同一品目の再購入にかかる給付費の支給はありませんが、次の場合に限り認められることもありますので、事前にケアマネジャーを通じて町にご相談ください。

(1) 特定（介護予防）福祉用具が破損した場合

通常の使用方法に則り、使用していた福祉用具が経年劣化で破損した場合等が考えられます。このとき、故意による破損は対象とはなりませんのでご注意ください。

また、破損による再購入を希望する場合は、破損した福祉用具の破損箇所が確認できる写真が必要となります。（部品交換で修復が可能な場合は、部品代が対象となります。）

(2) 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合が考えられます。この場合、既に購入した福祉用具の使用が困難であり、機能面を著しく見直す必要性について、介護状況や身体状況の変化にかかる経緯や再購入の合理性を説明できる資料が必要となります。

(3) 特別の事情がある場合

災害を原因とする床上浸水等による流出や家屋倒壊による破損等が考えられます。

7. 部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、町が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となります。壊れたことがわかる写真等の状況がわかるものを添付していただきますので、事前にご相談ください。

（平成 12.4.28 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A Vol.2）

8. 支給申請の方法

福祉用具の購入費の支給申請には、次の 2 通りの申請方法があります。どちらの方法にするか家族、ケアマネジャーおよび販売業者等と相談いただき、選択してください。

(1) 償還払制度

福祉用具の購入時に一旦費用の全額を支払った後、町から自己負担分を除いた額について給付を受ける方法です。

給付金は被保険者が支給申請書で指定いただく口座に振り込みます。

◆ 申請書類及び提出資料

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書（償還払い用）
- ② 福祉用具購入理由書
- ③ 販売事業所が発行した福祉用具購入の領収書の写し ※5万円以上の場合収入印紙
- ④ 上記の請求明細書（コピー可）
- ⑤ 用具のパンフレット等（機能・構造及び製造業者等の基本情報が確認できるもの）
- ⑥ 町への請求書（年号は記入し、年月日は空欄にする）

(2) 受領委任払制度

福祉用具の購入時に自己負担分（支給限度基準額を超える場合は、超えた部分の全額を含む）を支払っていただきます。その後、保険給付分は、被保険者から受領を委任された販売事業所に、町が直接支払います。

◆ 申請書類及び提出資料

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書（委任払い用）
- ② 同意書（介護保険福祉用具購入費受領委任払用）

- ③ 福祉用具購入理由書
- ④ 用具のパンフレット等（機能・構造及び製造業者等の基本情報が確認できるもの）
- ⑤ 販売事業所が発行した福祉用具の購入に係る領収書（自己負担分）の写し
- ⑥ 全額の請求明細書（コピー可） ※申請の購入金額と合わせる
- ⑦ 町への請求書（年号は記入し、日付は空欄にする）

9. 受領委任払制度における自己負担額の考え方

被保険者が受領委任払制度を希望する場合、個々の用具の販売費用に、それぞれ自己負担割合を乗じた額（1 円未満の端数は切り上げ）を自己負担分として販売業者へ支払います。

- 1 円未満の端数は切り上げます。

（例）福祉用具の購入（販売）費用が 7,654 円の場合

【1 割負担の方】

自己負担額 = $7,654 \text{ 円} \times 1/10 = 765.4 \text{ 円} \div 766 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

【2 割負担の方】

自己負担額 = $7,654 \text{ 円} \times 2/10 = 1,530.8 \text{ 円} \div 1,531 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

【3 割負担の方】

自己負担額 = $7,654 \text{ 円} \times 3/10 = 2,296.2 \text{ 円} \div 2,297 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

- 同時に複数の福祉用具を販売する場合

（例）福祉用具の購入（販売）費用がそれぞれ 7,654 円と 1,234 円の場合

【1 割負担の方】

$7,654 \text{ 円} \times 1/10 = 765.4 \text{ 円} \div 766 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

$1,234 \text{ 円} \times 1/10 = 123.4 \text{ 円} \div 124 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

自己負担額 = $766 \text{ 円} + 124 \text{ 円} = 890 \text{ 円}$

【2 割負担の方】

$7,654 \text{ 円} \times 2/10 = 1,530.8 \text{ 円} \div 1,531 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

$1,234 \text{ 円} \times 2/10 = 246.8 \text{ 円} \div 247 \text{ 円}$ （1 円未満の端数切り上げ）

自己負担額 = $1,531 \text{ 円} + 247 \text{ 円} = 1,778 \text{ 円}$

10. 支給申請書に添付する書類について

(1) 領収証

領収証には、以下の事項が記載されている必要があります。

- ① 支払者（被保険者）
- ② 領収額（被保険者負担額）
- ③ 領収日
- ④ 販売事業者名（社印および代表社印の押印が無いものは無効です。）
- ⑤ 販売した福祉用具の種目名、商品名（但し書き、または、備考欄）

(2) 購入した福祉用具のパンフレット等について

名称・機能・仕様・製造元および用具のイラスト等が確認できるものを添付してください。

3 介護保険の福祉用具購入に係る Q&A

(Q1) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具を販売または購入する場合、販売事業者の条件はありますか。

(答 1) 平成 18 年 4 月より、要介護者に対する特定福祉用具販売、要支援者に対する特定介護予防福祉用具販売のそれぞれについて、都道府県知事から販売業者として指定を受けている必要があります。指定を受けていない業者から福祉用具を購入した場合は、福祉用具購入費の支給対象はなりませんので、ご注意ください。

(Q2) 介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入は、福祉用具購入費の対象となりますか。

(答 2) 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、町が部品を交換することが必要と認める場合には、介護保険の適用対象となります。

(Q3) 同一種目の特定福祉用具にかかる福祉用具購入費の支給は、同一限度額管理期間内においては原則 1 回とされていますが、限度額管理期間が変われば同一種目の特定福祉用具を購入しても福祉用具購入費の支給対象となりますか。

(答 3) 介護保険法施行規則第 70 条第 1 項で『要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる限り支給する』ことが規定されています。

ここでいう「必要性」には、被保険者の介護の程度（身体状況の変化等）を考慮する必要性があり、特定福祉用具購入の「使用」の必要性和当該用具の「購入」の必要性和が含まれるものと解されます。このため、同上第 2 項の規定は、上記の「必要性」が認められることを前提とした同一限度額管理期間内の支給制限規定であり、限度額管理期間が変わっても、既に購入した当該の特定福祉用具を購入する必要性を町が認めなければ支給対象とはなりません。

(Q4) 以前購入したポータブルトイレのバケツ部分だけが壊れてしまったが、バケツ部分のみの購入でも福祉用具購入費として申請できますか。

(答 4) バケツ部分のみ単品で計上されている場合でしたらそのパンフレットと、バケツ部分のみ購入した理由書を提出していただければ支給対象となります。もし、バケツのみの値段が不明な場合は、按分できないため支給対象として認められません。

(Q5) 福祉用具を購入し銀行で払込書にて納金したのですが、現金払いと同じように福祉用具購入費として申請できますか。他に必要となる書類等がありますか。

(答 5) 福祉用具購入費として申請を行うには、銀行での払込書の他に、福祉用具販売事業者が発行した領収書の写しが必要となります。